修学支援生に関する規程

（目的）

第　１条　この規程は、「大学等における修学の支援に関する法律」（以下、「修学支援法」という。）に基づき、修学支援を受ける学校法人大阪滋慶学園 大阪医療技術学園専門学校の学生（以下、「修学支援生」という。）の教育に関し、適正及び公正を図るため、必要な事項を定める。

（履修上の指導）

第　２条　修学支援生は毎月１回、出席状況や学習状況の確認のため、学科の長又は担任との面談を受けなければならない。

２　修学支援生は、学生生活を送るにあたり、学生サポートセンター（ＳＳＣ）にて学業や自身の体調等の健康相談についてカウンセリングを受けることができる。

（休学）

第　３条　修学支援生は、学則第２１条に基づき、所定の手続きを行い、休学することができる。

２　休学期間中は、法に基づく修学の支援を停止する。

（復学）

第　４条　休学期間満了又は休学期間内であってもその事由が消滅した場合、所定の手続きを行い、学則第２１条に基づき、学校運営者会議の議を経て、学校長が復学を許可する。

２　復学する際に、法に基づく修学の支援を再開することができる。

（修学支援の停止）

第　５条　修学支援生が、次のいずれかの号に該当する場合には、直ちに支援を停止する。

（１）退学・停学の処分を受けた場合

（２）修業年限で卒業できないことが確定したと本校が判断した場合

（３）修得単位数が標準の６割以下の場合

（４）出席率が６割以下など学習意欲が著しく低いと本校が判断した場合

２　修学支援生の態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には、支援した額を徴収することができる。

３　修学支援生が次のいずれかの号に該当する場合には、学校運営者会議の議を経て、学校長が「警告」を行う。（本校「懲戒に関する規定」第１６条）

（１）修得単位数が標準の７割以下

（２）ＧＰＡ評価が下位４分の１の場合

（３）出席率が８割以下など学習意欲が低いと本校が判断した場合

４　修業年限が２年制以下の学科の場合、前条第１項の結果をもとに半期ごとに前項の基準を満たせない恐れがある場合は、前項同様に「警告」を行なう。

（情報の公開）

第　６条　前条の成績要件等の適用により、警告や支援停止を受けた修学支援生の人数やその事由については、その情報を公開する。

（事務）

第　７条　修学支援生の学費等の減免に関する事務は、専任の事務職員を配置し、学科の長並びに当該事務職員において処理をする。

（雑則）

第　８条　この規程に定めるもののほか、修学支援生に関し必要な事項は別に定める。

附　　則

この規程は平成３１年４月１日から施行する。

この規程は令和　７年４月１日から施行する。